

◎シルバー保険について

ケガをしたときは

- ◆ 直ちに医師の治療を受けてください。この場合、各自の健康保険証を使用していただきます。
- ◆ ケガの状態、ケガをしたときの様子などをセンターへ報告してください。自分で報告できないときは、そばにいる人に依頼してなるべく早く知らせてください。
- ◆ 保険の手続きは、センター事務局で行います。
- ◆ ケガの治療期間中は、就業できません。（就業した場合は、保険の取扱いができない場合があります。）

(1) 傷害保険 — 会員本人が身体に傷害を受けた場合 —

保険金 出る 場合	1. 就業中の事故（ただし、自宅作業中は除く） 2. 仕事場への往復中の事故（ただし、通常の経路を外れた場合は除く） 3. 総会・理事会・講習会（勅使・技能取得を目的とするもの）参加中、及び往復中の事故 （ただし、通常の経路をはずれた場合は除く）
出 場 ない 合	1. 故意による事故 2. 持病の場合（脳疾患、心神そう失等） 3. ムチ打症や頸椎省などの頸部症候群及び腰痛で、自覚症状しかないもの

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
死亡保険金	1,000 万円	事故日から 180 日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
後遺障害保険金	程度により死亡保険金の 4%～100%	事故日から 180 日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合
入院保険金	1 日当たり 5,000 円	事故日から 180 日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合（180 日限度）
通院保険金	1 日当たり 3,000 円	事故日から 180 日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合（90 日限度）
手術保険金	5 万円（入院中の手術）又は 2.5 万円（入院中以外の手術）	事故日から 180 日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき保険の対象となる手術を受けた場合（1 回限り）

(2) 賠償責任保険 — 会員が就業中に他人の身体・財物に損害を与えた場合 —

保出 險 金 場 の 合	就業中、誤って他人に身体障害（死亡やケガ）を与えたり、他人の財物を損壊（こわしたり・よごしたり・なくしたり）した場合等、第三者に損害を与えた場合。	
てれ ん 補 損 さ 害	1. 損害賠償金＝賠償債務の弁済のために支払う金額 2. 応急手当費用＝応急手当。護送等、緊急措置に要した費用。 3. その他に争訟費用（争訟費用・弁護士報酬等）、保険会社への協力費用（保険者が被保険者と折衝する場合に協力したための費用）等が対象となります。	
限 度 額	身体・財物 共通賠償	1 事故、保険期間中 2 億円（免責 0 円）
		ただし、保険期間中にセンターとして上記限度額を超えた部分については、てん補されません。

※ 自動車事故やバイク事故については、対処できません。 詳しいことは事務局へお問い合わせください。